

健全化判断比率の解説(1)

健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
①	実質赤字比率	—	14.15% ^{*1}	20.00%
②	連結実質赤字比率	—	19.15% ^{*1}	30.00% ^{*2}
③	実質公債費比率	4.7%	25.0%	35.0%
④	将来負担比率	1.6%	350.0%	

早期健全化基準 (自主的な改善努力による財政健全化)

- 4つの指標のうち、一つでもこの数値を超えれば早期健全化団体となります。
- 早期健全化団体となった地方公共団体は、「財政健全化計画」を作成し、外部監査が必要となります。

財政再生基準 (国等の関与による確実な再生)

- 3つの指標のうち、一つでもこの数値を超えれば財政再生団体となります。
- 財政再生団体となった地方公共団体は、「財政再生計画」を作成し、外部監査が必要となります。
- 「財政再生計画」について総務大臣の同意がなければ一部の起債ができないほか、その他の制限があります。
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合には、予算の変更等の勧告が行われます。

*1 標準財政規模を用いて計算するため、数値が毎年度変わります。

*2 3年間の移行期間(平成20・21年度決算は40.00%、平成22年度決算は35.00%)が設けられていましたが、平成23年度決算以降は30.00%となっています。

健全化判断比率の解説(2)

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- 地方公共団体の歳出は、年度ごとに歳入の範囲内で行うことが原則となっており、赤字が生じることは望ましくありません。
- 翌年度歳入を前年度の歳出に充てたり、債務の支払を繰り延べたり、行うべき事業を翌年度に繰り越したりしたものがあれば、実質的な赤字となります。

芦北町の場合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^*3} = \frac{\Delta 500,561 \text{千円}^*4}{6,705,557 \text{千円}} = \Delta 7.46\% (\text{赤字なし})$$

実質赤字額計算方法

(単位:千円)

会計	歳入 (A)	歳出 (B)	繰越財源 (C)	実質収支 (A) - (B) - (C)
一般会計	11,410,091	10,748,487	166,412	495,192
町有温泉特会	117,234	117,234	0	0
奨学資金特会	27,569	22,200	0	5,369
合計	11,554,894	10,887,921	166,412	500,561

*3 地方公共団体が標準的な状態で収入できると考えられる歳入の規模を表す指標を「標準財政規模」といい、これには臨時財政対策債発行可能額を含みます。平成25年度の芦北町の標準財政規模は、6,705,557千円です。

*4 実質収支が黒字であるため、実質赤字額としてはマイナス(△)表記となります。

健全化判断比率の解説(3)

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

- 地方公共団体では、中心的な行政サービスを行う一般会計のほかに、国保や簡易水道など、特別な収入を主な財源として事業を実施する特別会計があります。
- 特別会計も含め、芦北町全体としてみたときの財政状況を把握するため、全ての会計の赤字と黒字を合算して標準財政規模に対する割合を求めます。

芦北町の場合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 1,163,507 \text{千円}^{*6}}{6,705,557 \text{千円}} = \Delta 17.35\% (\text{赤字なし})$$

連結実質赤字額 = 実質赤字額と資金不足額の合計額(絶対値) - 実質黒字額と資金剰余金の合計額

(単位:千円)

会 計	歳 入 (A)	歳 出 (B)	繰越財源 (C)	実質収支 (A)-(B)-(C)	会 計	歳 入 (A)	歳 出 (B)	繰越財源 (C)	資金剰余 (A)-(B)-(C)
一般会計等	11,554,894	10,887,921	166,412	500,561	水道会計 ^{*7}	273,346	1,922	0	271,424
国保特会	3,641,864	3,406,630	0	235,234	簡水特会	79,133	64,316	0	14,817
介護特会	2,120,186	1,980,234	0	139,952	農集特会	209,334	209,334	0	0
後期特会	257,093	255,574	0	1,519	生排特会	53,252	53,252	0	0
小 計				877,266	合 計				1,163,507

*6 連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額としては マイナス(Δ)表記となります。

*7 水道会計は公営企業法を適用しているため、歳入は「流動資産等」、歳出は「流動負債等」となります。※P7参照

健全化判断比率の解説(4)

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

- 地方債の元金と利子の返還額を合わせて、元利償還金といいます。
- 準元利償還金とは、一般会計等が負担している一般会計等以外の会計の元利償還金と、一部事務組合等に負担している金額のうち元利償還金相当の額です。
- 直近3年分の単純平均(小数点第2位以下切捨)で算出されます。

芦北町の場合

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源A} - \text{B}}{\text{標準財政規模} - \text{B}} = 4.7\% (\text{3年平均})$$

$$\text{「平成23年度(5.12933) + 平成24年度(4.74894) + 平成25年度(4.41579)」} \div 3 = 4.7$$

特定財源A

元利償還金・準元利償還金に使用することが定まっている歳入のことで、純粋な町の負担にはならないことから控除して計算するものです。具体的には、公営住宅使用料の収入額及び地域総合整備資金貸付金の償還金のうち、元利償還金充当額です。

B = 普通交付税基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金

元利償還金・準元利償還金の中には、普通交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されているものがあり、これにより純粋な町の負担にはならないことから控除して計算するものです。

※ 実質公債費比率が18%を超えると、自主的な起債ができなくなり、25%を超えるとさらに制限を受けます。

健全化判断比率の解説(5)

将来負担比率

一般会計等が将来負担すると見込まれる実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

- 一般会計等が将来負担すると見込まれる実質的な負債には、一般会計等の地方債残高、一般会計等以外の地方債残高等のうち一般会計等負担分、一部事務組合等の地方債残高のうち本町負担分、職員の退職手当負担などがあります。
- 将来負担額に充てることの出来る基金積立金や特定の収入などもあることから、将来負担額からそれらを除いて計算します。

芦北町の場合

将来負担額－充当可能基金額－特定財源C－B'

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源C} - \text{B}'}{\text{標準財政規模} - \text{B}} = 1.6\%$$

将来負担額(14,476,310)

(単位:千円)
H25年度末一般会計等地方債残高(10,456,657)、一般会計等以外の地方債残高のうち一般会計負担見込分(1,399,123)、一部事務組合の地方債残高のうち芦北町負担見込分(124,328)、退職手当負担見込額(2,494,621)、設立法人の負債額等負担見込額(1,581)の合計です。

充当可能基金額(14,383,278) 健全化法で将来負担額から差し引くことができるとされている基金の残高です。

特定財源C(608,587)

元利償還金の返済のための財源として使用可能な収入を挙げています。具体的には、公営住宅使用料収入見込額及び地域総合整備資金貸付金償還見込額のうち、元利償還金充当見込額です。

標準財政規模(6,705,557) P2 *3参照

B＝普通交付税基準財政需要額に算入されている元利償還金・準元利償還金(1,053,210)

B'＝Bの将来見込額(9,313,301) 今後のBの見込額を合計したものです。

資金不足比率の解説(1)

資金不足比率			経営健全化基準
①	水道事業会計	—	20.00%
②	簡易水道事業特別会計	—	20.00%
③	農業集落排水事業特別会計	—	20.00%
④	生活排水処理事業特別会計	—	20.00%

経営健全化基準 (自主的な改善努力による経営健全化)

- 経営健全化基準を超えた公営企業は、「経営健全化計画」を作成し、外部監査が必要となります。
- 公営企業(会計)ごとに比率の算定を行います。

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足(赤字)額の事業の規模に対する比率

- 公営企業は原則として、その料金収入で歳出をまかなうこととなっており、その資金が不足すると赤字が累積することになります。ただし、事業の性質上、事業開始当初は資金不足が発生することがありますので、将来の料金収入で回収見込みのものは差引いて計算します。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足比率の解説(2)

芦北町の場合

本町の4つの企業会計のうち、水道事業会計は地方公営企業法を適用し、残りの3会計は適用していないため、異なる計算方法で算定します。

法適用企業会計

(単位:千円)

会計	流動資産等 (A)	地方債 (B)	流動負債等 (C)	資金剰余 (A)-(B)-(C)	営業収益 相当額 (D)	受託工事 収益相当額 (E)	事業の規模 (D)-(E)
水道会計	273,346	0	1,922	271,424	147,767	0	147,767

水道事業会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\Delta 271,424 \text{千円}^{*8}}{147,767 \text{千円}} = \Delta 183.68\% (\text{不足なし})$$

*8 資金剰余(黒字)が発生しているため、資金の不足額としてはマイナス(Δ)表記となります。

資金不足比率の解説(3)

法非適用企業会計

(単位:千円)

会計	歳入 (A)	歳出 (B)	繰越財源 (C)	資金剰余 (A)-(B)-(C)	営業収益 相当額 (D)	受託工事収 益相当額 (E)	事業の規模 (D)-(E)
簡水特会	79,133	64,316	0	14,817	56,515	0	56,515
農集排特会	209,334	209,334	0	0	61,020	0	61,020
生排特会	53,252	53,252	0	0	34,167	0	34,167

簡易水道事業特別会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\Delta 14,817 \text{千円}^{\ast 8}}{56,515 \text{千円}} = \Delta 26.22\% (\text{不足なし})$$

農業集落排水事業特別会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{0 \text{千円}}{61,020 \text{千円}} = - (\text{不足なし})$$

生活排水処理事業特別会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{0 \text{千円}}{34,167 \text{千円}} = - (\text{不足なし})$$